

杉並区の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

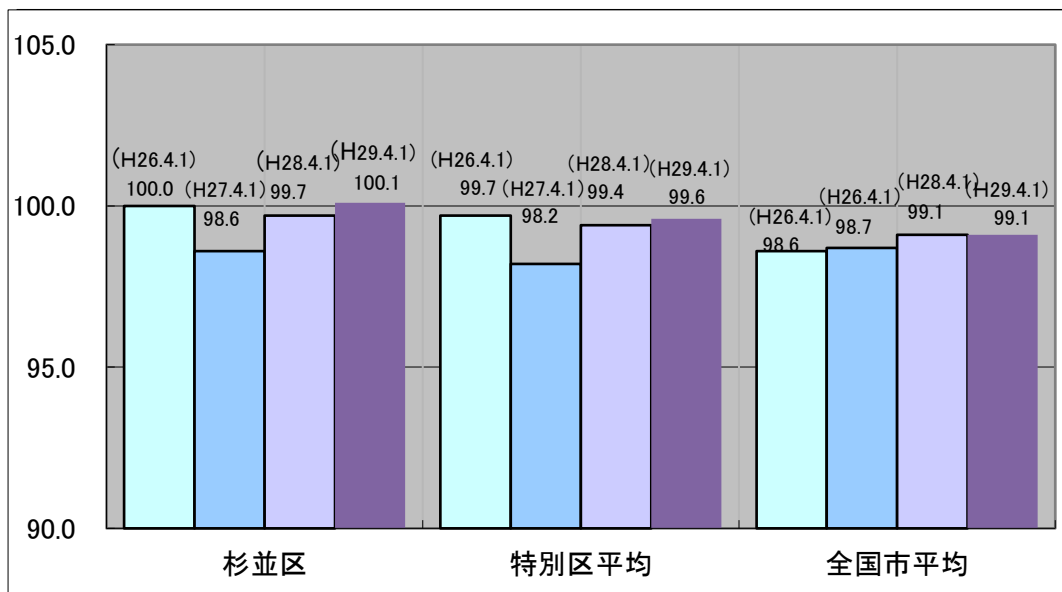
区分	住民基本台帳人口 (29年1月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 27年度の人件費率
28年度	人 558,950	千円 179,405,697	千円 6,989,536	千円 36,448,732	% 20.3	% 21.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 特別区平均 一人当たりの給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
28年度	人 3,332	千円 12,866,829	千円 5,084,652	千円 5,898,434	千円 23,849,915	千円 7,158	千円 6,966

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成 28 年 4 月 1 日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年 4 月 1 日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※平成 29 年 4 月 1 日のラスパイレス指数が 100 を超えている理由及び改善の見込みについて

ラスパイレス指数は、前年度比で 0.4 ポイント上昇して 100.1 となった。
類似団体、全国市平均と比較すると職員の平均年齢及び平均給料月額が高いため指数がやや上回っているが、国との均衡はほぼ保たれていると捉えている。
今後も職員数の削減や業務の委託化に取り組み、一層の給与の適正化を進めていく。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
29年度	円 394,038	円 393,512	526円 (0.13%)	% 0.13	% 0.13	% 0.15

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の 支給割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
29年度	4.52月	4.40月	0.12月	0.10月	4.50月	4.40月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

(給料表の改定時期) 平成27年4月1日

(内容) 行政職(一)の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.8%引き下げ。他の給料表については、行政職(一)との均衡を考慮し改定。

②地域手当の見直し

(支給割合) 国基準20%に対し、杉並区においても20%を支給。

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。

(参考)

	平成26年度 支給割合	平成27年度支給割合		平成28年度 支給割合	平成29年度 支給割合
		4月1日時点	遡及改定後		
国基準による支給割合	18%	18%	18.5%	20%	20%
杉並区の実績	18%	20%	20%	20%	20%

③その他の見直し内容

管理職特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(29年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
杉並区	42.4歳	313,972円	439,734円	390,248円
東京都	41.5歳	314,841円	445,081円	396,007円
国	43.6歳	330,531円	-	410,719円
特別区	41.6歳	309,109円	428,543円	388,010円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考 A / B
	平均 年齢	職 員 数	平均給料 月額	平均給与 月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均 年齢	平均給与 月額 (B)	
杉並区	51.2歳	402人	307,896円	417,016円	382,361円	—	—	—	—
うち清掃職員	49.1歳	206人	312,736円	446,213円	393,482円	廃棄物処理業 従業員	45.7歳	293,000円	1.53
うち学校給食員	52.7歳	51人	301,496円	381,456円	371,853円	調理士	40.6歳	301,300円	1.27
うち守衛	55.4歳	13人	310,400円	444,800円	384,326円	守衛	60.7歳	265,800円	1.67
うち用務員	53.4歳	74人	297,222円	370,170円	362,821円	用務員	55.1歳	207,300円	1.79
うちその他	53.5歳	58人	309,391円	398,124円	376,591円	—	—	—	—
東京都	49.3歳	1,453人	293,011円	395,511円	363,901円	—	—	—	—
国	50.6歳	2,722人	286,833円	—	328,360円	—	—	—	—
特別区	51.3歳	308人	301,181円	403,092円	373,588円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
杉並区	—	—	—
うち清掃職員	7,113,404円	4,023,000円	1.77
うち学校給食員	6,263,531円	4,076,400円	1.54
うち守衛	7,113,219円	3,517,100円	2.02
うち用務員	6,075,933円	2,818,600円	2.16
うちその他	6,483,642円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成26～28年の3か年平均）調理師・守衛については東京都平均、廃棄物処理業従業員・用務員については全国平均となっている。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
杉並区	35.3歳	312,060円	402,088円
東京都	40.7歳	340,459円	440,863円
特別区平均	37.7歳	318,898円	426,469円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額 (国ベース)」は国家公務員と同じベース (=時間外勤務手当等を除いたものである) で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（29年4月1日現在）

区 分		杉並区	東京都	国
一般行政職	大学卒	182,700円	182,700円	178,200円
	高校卒	146,100円	144,600円	146,100円
技能労務職	高校卒	138,000円	142,000円	—
教育職	大学卒	194,400円	196,300円	—
	短大卒	177,300円	179,400円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（29年4月1日現在）

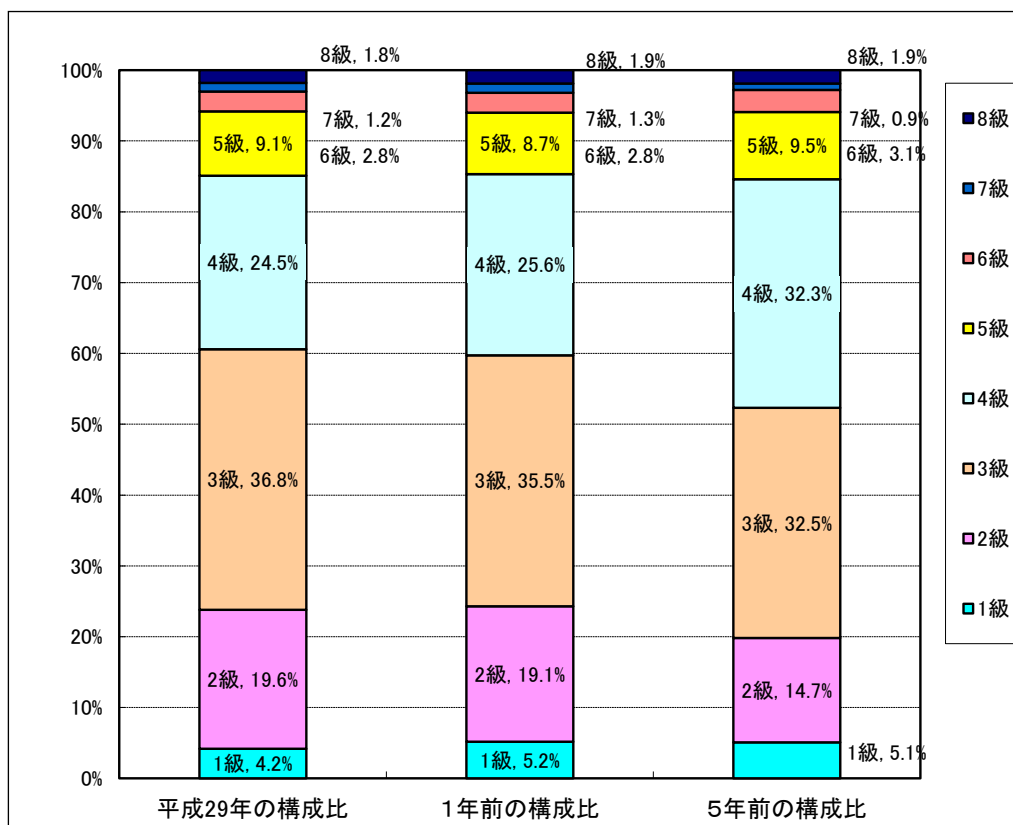
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	284,510円	357,093円	379,022円	405,167円
	高校卒	223,640円	332,222円	348,682円	363,458円
技能労務職		—	303,468円	316,020円	348,133円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（29年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
8級	部長	30人	1.8%	336,600円	514,100円
7級	統括課長	19人	1.2%	283,300円	456,300円
6級	課長	46人	2.8%	255,100円	442,800円
5級	総括係長	148人	9.1%	227,800円	428,600円
4級	係長	399人	24.5%	218,000円	406,800円
3級	主任主事	600人	36.8%	196,100円	363,900円
2級	係員	320人	19.6%	168,600円	333,500円
1級	係員	68人	4.2%	141,500円	300,200円

- (注) 1 杉並区の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 3 地方公務員給与実態調査による一般行政職を対象とする。



(2) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）

平成29年4月2日から平成30年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	△	△	△	△
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

杉並区	東京都	国
1人当たり平均支給額（28年度） 1,687千円	1人当たり平均支給額（28年度） 1,810千円	—
(28年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.80月分 (0.85月分)	(28年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.80月分 (0.85月分)	(28年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.70月分 (0.80月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 15～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

平成29年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（29年4月1日現在）

杉並区			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	18.50月分	25.50月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.00月分	34.25月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.25月分	49.55月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	41.25月分	49.55月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
1人当たり平均支給額	1,448千円	21,870千円	—	—	—
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額である。
支給率は平成28年度適用の支給率。

(3) 地域手当（29年4月1日現在）

支給実績（28年度決算）		2,761,570千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）		755,146円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
特別区	20%	3,708人	20%
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）		100.1 (100.1)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。（補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。）

(4) 特殊勤務手当（29年4月1日現在）

支給実績（28年度決算）		38,226千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）		122,519円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（28年度）		10.80%		
手当の種類（手当数）		6種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (28年度決算)	左記職員に対する 支給単価(日額)
特定危険現場業務手当	建築課・営繕課担当職員	昇降機検査業務、高所作業	3,800円	170～400円
福祉事務所等業務手当	福祉事務所・高齢者施策課・高齢者在宅支援課・介護保険課担当職員	家庭等の訪問	3,330,400円	460円
防疫等業務手当	保健所・保健センター等担当職員	感染症・結核患者等へ接触する業務	25,600円	160～700円
有害薬物取締り手当	保健所担当職員	有害薬物の検査等	106,800円	200円
清掃業務手当	清掃事務所等の清掃業務担当職員	廃棄物の処理を直接行う業務及びこれに密接に関連する業務	34,018,600円	700円
教員特殊業務手当	学校・幼稚園・子供園の教員	非常災害時の緊急業務等	740,800円	1,700～6,400円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（28年度決算）	1,415,792千円
支給職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	402千円
支給実績（27年度決算）	1,498,960千円
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	420千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（28年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（29年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (28年度決算)
扶養手当	<p>【内容】扶養親族を有する職員に支給</p> <p>【支給額】</p> <p>(1)配偶者及び配偶者を欠く第一子 13,700円</p> <p>(2)配偶者を除く扶養親族 6,000円</p> <p>(3)その他の扶養親族 6,000円</p> <p>※満15歳に達する最初の4月1日から満22歳に達する最初の3月31日までの間の子がいる場合は、4,000円加算</p>	異なる	<p>[国]</p> <p>(1)配偶者 10,000円 欠配一子 10,000円</p> <p>(2)配偶者を除く扶養親族 6,500円</p> <p>(3)その他の扶養親族 子 8,000円 配偶者及び扶養親族たる 子がない場合の扶養親族 のうち1人 9,000円 ※16～22歳の扶養親族である 子1人につき5,000円の加算</p>	216,923千円	183,367円
住居手当	<p>【内容】借家・借間に居住する世帯主（準ずる者を含む）である者</p> <p>【支給額】</p> <p>(1)27歳以下の者 27,000円</p> <p>(2)32歳以下の者 17,600円</p> <p>(3)33歳以上の者 8,300円</p>	異なる	<p>[国]</p> <p>家賃負担者 最高27,000円</p>	152,937千円	73,001円
通勤手当	<p>【内容】通勤のために交通機関等を利用し運賃等の負担を常例とする職員又は自転車等交通用具の使用を常例とする職員に支給</p> <p>【支給額】</p> <p>(1)交通機関等利用者 原則として6か月定期代</p> <p>(2)交通用具使用者 交通用具の区分・使用距離に応じた定額 (①～②)×6か月 ①一般 : 2,600～13,000円 ②障害者 : 3,900～24,900円</p> <p>(3)交通機関・交通用具併用者 原則として(1)と(2)の合計額</p> <p>※1月当たり支給最高限度額55,000円</p>	異なる	<p>[国]</p> <p>(2)交通用具使用者 通勤距離に応じて2,000 ～31,600円</p>	442,552千円	131,712円
単身赴任手当	<p>【内容】公署を異にする異動等に伴う転居のため、配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限（片道80km以上）を満たす職員に支給</p> <p>【支給額】</p> <p>(1)基礎額 30,000円</p> <p>(2)加算額 6,000～14,000円（配偶者との住居の距離が100km以上の場合に加算）</p>	異なる	<p>[国]</p> <p>配偶者宅との交通距離に応じ、30,000～100,000円</p>	960千円	480,000円

管理職手当	<p>【内容】管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものに支給</p> <p>【支給額】</p> <p>(1)部長 127,600円</p> <p>(2)統括課長 105,800円</p> <p>(3)課長 91,100円</p>	異なる	[国] 支給金額	163,392千円	1,183,998円
初任給調整手当	<p>【内容】専門的な知識を有する職員の採用を容易にするため、民間賃金との較差を考慮して設けられた手当。医師及び歯科医師に支給</p> <p>【支給額】</p> <p>118,000～268,500円</p>	異なる	[国] 414,300円以内を支給	12,785千円	2,556,960円
休日給	<p>【内容】休日に正規の勤務時間中に勤務した職員に支給</p> <p>【支給額】</p> <p>勤務1時間当たりの給与額×135/100</p>	同じ		107,636千円	127,380円
夜勤手当	<p>【内容】正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した職員に支給</p> <p>【支給額】</p> <p>勤務1時間当たりの給与額×25/100</p>	同じ		2,176千円	75,031円
宿日直手当	<p>【内容】宿日直勤務した場合に支給</p> <p>【支給額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休日、夜間警戒本部に勤務 5時間未満 4,600円 5時間以上 9,200円 ・上記以外の勤務 5時間未満 3,200円 5時間以上 6,400円 <p>※年末年始加算あり</p>	異なる	[国] 勤務の態様に応じその勤務1回につき、4,200～20,000円を支給。	4,565千円	49,624円
管理職特別勤務手当	<p>【内容】管理職が週休日、休日又は平日深夜に勤務し代休日を取得できない場合に支給</p> <p>【支給額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部長 6時間以下：12,000円 6時間超：18,000円 平日深夜：6,000円 ・課長 6時間以下：10,000円 6時間超：15,000円 平日深夜：5,000円 	異なる	[国] 勤務1回につき6,000～18,000円を支給。6時間を超える勤務については、5割増。平日深夜については、3,000円～6,000円。	557千円	37,133円
義務教育等教員特別手当	<p>【内容】義務教育諸学校等の教育職員に優秀な人材の確保することを目的とした手当。</p> <p>【支給額】</p> <p>職務の級及び号級により</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園 1,120円～4,150円 小学校 2,270円～7,950円 			5,735千円	40,674円

5 特別職の報酬等の状況（29年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給料	区 長	1,118,600円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副 区 長	896,400円	1,254,900円 /	973,500円
	教 育 長	768,200円	1,013,500円 /	827,500円
	代表監査委員(常勤)	691,000円		
報酬	議 長	860,300円	956,000円 /	860,300円
	副 議 長	778,500円	813,300円 /	755,200円
	議 員	598,700円	621,000円 /	588,300円
期末手当	区 長	3.88月分		
	副 区 長	3.88月分		
	教 育 長	3.88月分		
	代表監査委員(常勤)	3.88月分		
	議 長	3.63月分		
	副 議 長	3.63月分		
退職手当	区 長 副 区 長 教 育 長 代表監査委員(常勤)	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		給料×在職年数×450/100	2,013万円	任期毎
		給料×在職年数×306/100	1,097万円	任期毎
		給料×在職年数×234/100	539万円	任期毎
		給料×在職年数×216/100	597万円	任期毎

(注)退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。ただし、教育長の場合は、1期（3年＝36月）の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

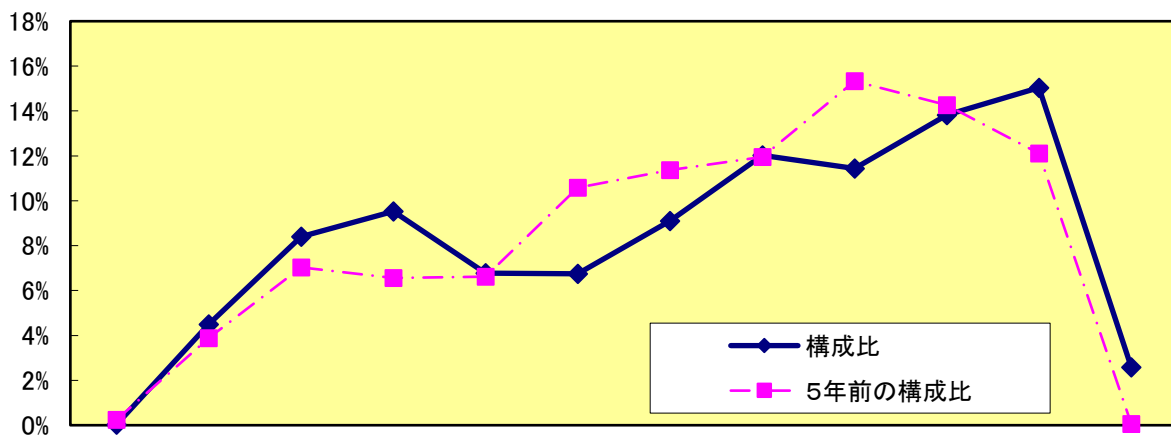
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
		平成28年	平成29年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	15	15	0	
		総務	478	497	19	スポーツ振興課等組織改正、オリンピック・パラリンピック職員派遣等による
		税務	107	108	1	課税課軽自動車税受付業務等委託による減/ふるさと納税業務開始による増
		民生	1,522	1,525	3	馬橋保育園民営化、下高井戸学童クラブ業務委託等による減/待機児対策等による増
		衛生	417	412	△5	理化学検査検査業務委託及び衛生試験所の廃止、現業系職員退職不補充等による減
		労働	3	3	0	
		農林水産	3	3	0	
		商工	20	21	1	観光係業務量増
		土木	325	328	3	狭あい道路整備事業強化等による増
		計	2,890	2,912	22	<参考> 人口1万人当たり職員数 <u>52.10</u> 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 <u>55.91</u> 人)
	教育部門	442	418	△24	学校給食・学校警備・学校用務の委託、区費教員の退職不補充等による減	
小 計	3,332	3,330	△2	<参考>人口1万人当たり職員数 <u>59.58</u> 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 <u>62.85</u> 人)		
公営企業等会計部門	その他	144	121	△23	国保年金課専門定型業務委託等による減	
合 計		3,476 [3,649]	3,451 [3,649]	△25 [0]	<参考>人口1万人当たり職員数 <u>61.74</u> 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員で、自治法派遣の職員を除く

2 合計欄の[]は、条例定数の合計

(2) 年齢別職員構成の状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	1	155	290	329	234	233	314	415	395	477	519	89	3,451

(注) 上記職員数は、再任用フルタイム職員を含む

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部 門	区 分							過去5年間の増減数(率)
	24年	25年	26年	27年	28年	29年		
一般行政部門	2,957	2,922	2,897	2,892	2,890	2,912	△45(98.5%)	
教 育 部 門	526	497	478	457	442	418	△108(79.5%)	
普通会計部門計	3,483	3,419	3,375	3,349	3,332	3,330	△153(95.6%)	
公営企業等会計計	140	140	139	138	144	121	△19(86.4%)	
総 合 計	3,623	3,559	3,514	3,487	3,476	3,451	△172(95.3%)	